**診療記録開示手続規定(見本)**

**１．開示請求**

　本規定の定めるところにより、本院が保有する診療記録（医療法等で定める保管期間内に限る）の開示を求めることができる。

**２．開示請求者**

　次の者は、開示請求ができる。

　　①当院に受診された患者本人

　　②本人の代理人（法定代理人、任意後見人及び本人が委任した代理人）

　　③本人の遺族（本人の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者）

**３．開示請求における本人等確認**

　開示請求があった場合、本人、代理人又は遺族であることを確認し、その確認は次の書類により行う。

　⑴当院に受診された患者本人の場合

　　　運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書等の公的証明書

　⑵代理人の場合は次の①及び②

　　①本人及び代理人の運転免許証等の公的証明書

　　②戸籍謄本等の法定代理人の資格を証明する公的書類、委任状

　⑶相続人の場合は次の①及び②

　　①本人及び相続人の運転免許証等の公的証明書

　　②戸籍謄本等の本人の配偶者、子、父母又はこれに準ずる者を証明する公的書類

**４．開示請求方法**

　開示請求は、本院所定の診療記録開示請求書によって行う。

**５．開示・不開示の決定**

　⑴開示請求に対しては、開示又は不開示の決定をする。

　⑵次の場合は、診療記録の一部又は全部を公開しないことがある。

　　①患者本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあるとき

　　②第三者の利益を害するおそれがあるとき

　　③診療記録の保存期間が経過しているとき

**６．費用**

　診療記録の開示費用は次のとおりとする

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 費用（消費税別） |
| 開示基本手数料 | １回につき | 〇〇円　 |
| 診療録等コピー代 | １枚につき（白黒） | 〇〇円　 |
| １枚につき（カラー） | 〇〇円　 |
| レントゲンフィルムコピー代 | １枚 | 〇〇円　 |
| その他のコピーなど | 対象に応じた相当費用　 |
| 医師説明 | 30分ごと（１時間まで） | 〇〇円　 |

注）金額は実費を勘案して合理的であると認められる範囲内で決めてください